

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷一十三第

行發日一月一十年五和昭

論叢

遊興税の若干問題 法學博士 神戶 正雄
 日本の家族制度と民法 文學博士 三浦 周行

說苑

勢力と經濟 文學博士 高田 保馬
 徳川時代の工業と商業資本 經濟學士 菅野和太郎
 米の卸賣相場と小賣相場との關係 經濟學士 谷口 吉彦
 世界商品價格の決定 經濟學博士 作田 莊一
 獨逸舊税制の崩壊と財政調整法 經濟學士 中川與之助
 歸屬理論の一考察 經濟學士 柴田 敬

雜錄

元祿時代歸農武士の家計 經濟學博士 黒正 巖
 統計拾穗抄 法學博士 財部 靜治
 正司考祺の專賣反對論 經濟學士 堀江 保藏

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

雜 錄

元祿時代歸農武士の家計

黒 正 巖

一

徳川時代は米遣ひの經濟であり、農民の生産力を基礎として成立した社會である。従て農民の經營狀態、家計の如何によつて武士階級の支配力の強弱は決定せられたわけである。然るに從來の研究を見るに、殆ど武士階級に關するものゝみであつて、たとひ農民の研究をなすものでも、只抽象的に農民の生活困難、武士階級の壓迫を論ずるにすぎぬ。最近漸く生産階級たる農民の實情の研究が注目せらるゝに至つたが、農業が保守傳統に束縛せられたる無智の農民によつて營まれたる結果、計數的に農民の生活狀態を知るべき資料は極めて少い。農民が如何に窮乏して居たかを知らんと

すれば、僅かにその人口移動狀態又は農民に對するお觸によつて、間接に推論するの外はない有様である。

農民の家計が如何なる狀態にあつたかを計數的に知りうる直接の資料は、余の寡聞を以てすれば、享保年間のものを以て最古のものとする。^{*}茲に紹介せんとする資料は本來の百姓の家計を示すものではないが、家計不如意にて逼塞したる歸農武士に關するものであつて、貞享五年即ち元祿元年の頃のものである。當時の一般農民の家計狀態を推察するに極めて貴重なる資料たるを失はぬ。殊にこの計算書が、岡山藩の財政難局を一身に脊負ふて立ち、巧妙なる施設を行つて財政を立て直しに成功したる津田重二郎永忠の記す所である。彼は頗る理財の才にたけ、緻密なる計數的基礎によつて混亂せる經濟財政を處理した人である。従てこの數字は最も信憑さるゝに足るものである。

二

從來、武士階級の窮乏は徳川時代中期以後の事であると考へられた。大體論としては必しも失當ではない

* 本庄榮治郎、日本社會經濟史三三三頁

が、之は主として幕府の財政的立場より論じたるものである。併し乍ら地方各藩の財政經濟は意外にも、幕政初期より相當に甚しかつた。それが果して封建組織に内在する矛盾の必然的結果であるか、或は偶發的事情に由來するものであるかは別問題として、武士階級窮乏の事實の存したる事は、夙に土屋喬雄氏の喝破した所である。^{**}岡山藩も亦財政困難に陥り、個々の武士階級が經濟的に没落した事實は枚舉に遑がなく、その數の餘りに多きに今更の如く驚かされる。貧困武士の

處置救濟につきては種々の方策が講じられたが、就中、簡略奉行なるものを設けて、彼をして夫々適當なる處置をとらしめた。即ち或は簡略長屋なるものを設けて貧困武士を之に合宿せしめ、或は扶持方擬作と稱して武士の義務を免除し、最低生活をなしうる丈の扶持を與へ、一定の年限祿高を給與せずして經濟の立て直ほしをなさしめ、或は在郷を命じて家計の回復を計らしめた。茲に問題となつて居る永井某は津田永忠の作廻の下にある新田に在郷せん事を希望したものであ

る。依て永忠は詳密なる計算書を計り、且つ在郷中の心がけをさとしたる長文の手紙を永井某に與へた。この手紙は貞享五年八月十二日の日附を有する。もと津田家の文書中にあつたのが、留方文書として整理せられ、更に岡山池田侯爵家の類編賞爵門中に收載せられて居る。當時一般に武士の窮乏して居た事を察するには好個の資料であるが、餘り長きに失するから、その中の一部分を抄摘する事とした。

三

手紙の終末の一節に「新田にて相渡候田地の畝數作物出來の様子、借し申家、農具、牛、尤年中御自分御勝手入用の積り左に記申候」と記し、細々と次の如く計算をなして居る。先づ第一に支出を見る。

永井權助家内人數上下十一人
一人 主人年四十六 一人 母年七十七
一人 妻 三十九 一人 妻母八十
三人 倅 十七、九、三 一人 娘 五
一人 下男 一人 下女
右人數扶持方其外萬入用
一米三石二斗四升 人數上下十一人年中の扶持方

** 土屋喬雄、封建社會崩壞過程の研究四頁

麥十九石八升

但家主并伴共二人は一日一人米二合麥五合宛、母妻子六人の内若年二人を一人にして五人分、一日一人に米一合麥五合宛、下男一人一日麥一升一合、下女一人一日麥七合外にぬかさうじ指加へて朝夕の内人數不殘一度はザウスイの積り。

一米二石八斗 下男一人給米四俵半、下女一人給米二俵。

一銀札三十九匁六分 鹽味噌代鹽一石八升、一升につき一分づゝ。

但一ヶ月一人に一升の積、味噌七斗二升、一升に付四分づゝ。

但一ヶ月一人に六合六勺六才づゝ。

一銀札五十四匁 薪代作カラを燒不足の分一日に一分五厘の積り。

一同 二十匁 油一斗 一升に付二匁づゝ、年中の分、但一夜の平し二勺八才の積り。

一同 三十匁 島三分夏秋コヤシ代。

但一反に付十匁づゝの積。

一米三斗 粃種子六斗分田畝一町六段餘の分。

一米六斗四升 不意の入用並扶持方米足し共。

合計 米六石二斗六升、

麥十九石八升、代銀三百八十一匁六分。

但一石に付二十匁替。

銀札 百四十三匁六分。

二口銀札 五百二十五匁二分。

此米 十二石六斗五合。

但三俵に付四十匁替。

米都合 十八石八斗六升五合。

次に新田耕作による收入を次の如く計算して居る。

一畝數一町九段九畝十九步。

内 一石七斗代。

上畠三段 一段に付定免の六分米五斗一升、外に四分米三

斗四升、二口の米合二石五斗五升、此作物粃に直し一步

の粃五合六勺六才餘、米にして二合八勺三才餘。

(麥木棉二毛作りか、又は麥大豆菜大根の三毛作りか)

一石九斗代

上田八段九畝 一段に付定免の六分米六斗二升七合、外に

四分米四斗一升八合、二口の米合九石三斗、一步の粃六

合九勺六才餘、米にして三合四勺八才。

一石七斗代。

中田四段 一段に付定免の六分米五斗六升一合、外に四分

米三斗七升四合、二口の米合三石七斗四升、一步の粃六

合二勺三才餘、米にして三合一勺一才餘。

一石五斗代。

下田四段十九步 一反に付定免の六分米四斗八升四合外に

四分米三斗二升二合、二口の米合三石七升五合、一步の
糶五合三勺七才、米にして二合六勺八才。

米合十八石八斗六升五合。

内十一石三斗一升九合 六分米。

平し斗代一石七斗三升九合五勺、平し免三つ二分四厘三
毛、百姓は此分御年貢に差上申上候。

七石五斗四升六合 四分米。

百姓はこの分迄自分へ取込申候。

更に家屋并に農具を貸與する事として居る。家屋は
本家と長屋の二棟にして、本家は二間梁に兩方面半の
下、桁行六間とし、六疊二間(但し古疊を敷く)十二疊
一間(庭敷)、十二疊の土間一つである。長屋は一間半
梁、桁行四間とし、半分をコナシヤ、三分の一を牛屋、
残を下男部屋にあて、居る。農具は牛蹴一丁、馬蹴一
丁、牛鞍一背、蹴二丁、鎌二枚、糞桶(柄杓共)二荷、
糞壺一つ、ユクワ二つ、篋二つ、トウ臼一つ、コナシ
庭二十枚である。牛は二人にて一匹を共有せしめる。

四

右によつて見れば、可なり的大百姓であり、然かも
收穫は全部之を收得するのであるから、相當に餘裕の

ある生活が出来ねばならぬ筈である。然るにその支出
費目を見るに、彼等は藩主の參觀交替の際に於ける送
迎、年頭の禮以外には全く義務を免ぜられて居るに拘
はらず、最低の生活をなしうるにすぎぬ事を示して居
る。如何に逼塞人とはいへ、その粗食の程度に驚かさ
るを得ぬ。魚類などの代金も計上してなく、又衣服の
費もない。不意の支出の準備として僅かに米六斗四升
あるのみである。逼塞して簡略人となり、田舎に土着
し農業を營ましめる事が一の懲罰的意味を有するにし
ても、その生活状態が餘りに悲惨ではないか。尤も、
津田永忠の附言によれば、生産額を内輪に見積つてあ
るから、精の出しようによつて増米も多分にあり、百
姓と異つて年貢に米夫米諸役が免ぜられるから、生活
には餘裕がある筈だといふ。かくして數年間この生活
をつゞけて居れば、簡略奉行が、本人に俸祿を引き渡
さず、自ら之を作廻して債務の辨済に充て、債務が完
済せらるれば、再び城下に歸還して元の武士としての
地位を回復する事が出来る。

故に津田は永井にさととして次の如く述べて居る。

「一、御自分新田入に付、御僉議の趣左に書付掛御目申候、惣て御奉公申上罷在候衆中被下來候御知行御切米は不被下候、御自分不勝手に候とも不被下來候御切米御扶持方は御自分借銀の爲めに御差上御自分は何の御奉公も御申上なく當分家内ワタライの爲めに御借し被下候新田の儀に候へば緩々と御暮し候譯にては急度御奉公申上罷在候衆中の手前へさし御仕置不順の様に罷成候、御自分此度の新田入も全き御仕置にては無之候得共外に可被仰付品無之故右の通の由に候、然る上は簡略の内身を謙り百姓同前に御成御自分妻子共は随分御艱難候て百姓の所作を御務候を御奉公冥加の爲めと骨髓より晝夜御思候様に無之候ては御上の御趣意も立不申候、假令は借銀故に身代潰し浪人仕候に付浪人の内家田地農具牛迄唯で預け殊に作り取に仕三年過候へは本の身代に歸參仕其上在宅の内の艱難後々迄の家のくせに罷成勝手取續御奉公仕候は一生の難有儀と御自分眞實より深く御思ひ候趣意急度立不申にては御自

分の趣意も立不申新田の御暮しも不參事に候その儀に御座候間左様御心得可被成候。」

岡山藩の古記録を見るに、永井某の如き財政状態に立ち至つたものは頗る多く、相當大身にして地位の高きものでも逼塞して、簡略奉行の支配を受けて居る。多い年には數十人の逼塞人を出して居る。而して田舎に在住して農業を營むものは比較的條件がよいのであつて、妻子を親類一家に托して自分は簡略長屋と稱する逼塞人の合宿所に生活するもの、擬作扶持をもらつて居簡略と稱し城下に居住するもの等は餘程生活が困難であつたらしい。従て貧困武士にして在郷土着せんと希望するものが續出し、又一旦土着したるものは最初の程は之をきらつて居ても暫くすると却て田舎の生活になれ、簡略明け後に於ても在郷するものもあつたらしい。要するに元祿初期に於ても已に武士階級が經濟的に著しく窮乏して居た事は、當時の財政々策の上に明かに表はれて居るが、右の土着歸農武士の家計より見て、如何に悲惨なる生活をして居ても尙ほ土着

希望者の少からずあつた事に徴すれば、一般に武士階級の生活が、從來多くの人々によつて考へられて居たやうに、元祿時代に於ても安易快適のものでなかつた事は推察に難くない。

五

更に翻つて一般農民の生活状態を推して考ふるに、百姓として最も條件の有利なる歸農武士の家計に於てすら、右に述べたるが如き状態である。本庄博士の研究せられたる數個の事例によれば、時代も地方も異なるが、大體に於て出す入らずのもの、僅かの欠損に止るもの、多少の餘剰を存するものがある。然かも之は年貢諸掛りを差引いての勘定である。若し岡山藩歸農武士の計算が正當であると假定されば、全然貢租その他の負擔がなくてさへ、みぢめな生活をしなければならぬ。收穫の半分以上を貢租として上納する農民の生活は、牛馬同様のものたらざるを得ぬ。衣住は自給自足しうるにしても、食に關しては全く悲惨なものであつた事が推察出来る。而して封建文化の燦然として耀い

たと稱せらるゝ元祿時代の初期に於て尙ほ且つかくの如くである。中期以後に於ける封建治下の農民の生活が如何に窮迫して居たかは察するに餘りある。農民の生産力を基礎とする封建組織が没落すべき運命に傾いたのは蓋し當然の事である。